

住宅宿泊事業法施行条例施行規則の概要 (実施の制限に係る制限の解除の認定要件等)

1 適用除外の認定要件等の規定に係る趣旨

住宅宿泊事業法施行条例（平成 31 年 2 月 1 日施行）は、学校等周辺区域及び住居専用地域等の制限区域における制限の解除の認定要件やその取消要件等について規則へ委任していることから、それらの内容を規則で定めているもの。

2 制限の解除の認定要件等の概要

(1) 生活環境悪化防止のために必要な措置

- ア 家主又は管理業者の常駐
- イ 生活環境悪化の防止に関して宿泊者へ常時注意喚起すること及び生活環境悪化の発生時には速やかに対応すること。
- ウ 生活環境悪化の防止に関して必要な事項を、宿泊予約の段階で相手方へ説明
- エ 事業実施に係る事前説明
 - ・ 学校等周辺区域の場合の相手方 学校又は児童福祉施設の管理者等
 - ・ 住居専用地域等の場合の相手方 周辺住民

(2) その他規則で定める要件

- ア 住宅宿泊事業法に基づく業務停止命令期間中でないこと。
- イ 認定取消しを受けてから一定期間を経過していること。 等

(3) 認定の有効期間

- 1年。更新可能とする。